

五本部地區隊ハ所屬ノ隊ニ屬スル者ハ其ノ地附近ニ配置シ輸送間
ノ擁護ニ任セシムル
七予ハ名護ニ在リ

海軍長 鈴木少將

下達法

要旨口達后印刷紙布

配賦先

隸指彈下一級ヨリ先

報告通報先

321 陸軍總支那隊ハ其ノ地附近ニ在リ

附表第一號
昭和十九年十月

内務二門
指示

請
互
隊

中隊訓

一 吾等ハ陛下ノ股肱ナリ

1 行ヒハ常ニ反省セヨ

2 愉快ニヤレ

殊ニ苦シイ事困難ナル事

嬉ヒ勇ニテ突進セヨ

中隊令

一 本規定ハ軍隊内務令及隊内令七八三六部隊内務規定ニ基キ中隊内務令ニ應ズル細則ノ事項ヲ指
示ス

第二章 命令報告通報

一 中隊会報時刻

二 出陣時 各小隊長、中一各名ヲ受タルノ隊令般ニ徹底実行セシムヘシ

三 以テ各小隊ノ陣地指定ヲ集合セシムルコトアリ

四 中隊ノ命令受領傳達ノ責任者ハ

五 各小隊ヨリ前隊傳令一ヲ指し、位置ニハ前隊陣地指定ニ差出シ指揮班ト、連絡ニ任セシム
ヘシ

六 各小隊長ハ一日一回自己小隊ノ状況ニ関シ中隊長、許シテ報告スヘシ
持テ重紀風紀教育訓練作業ニ関シ其ノ他各事項

第三章 宿舎及室内装置

一 露宿地ハ戦闘時應衛生及軍糧運送ノ容易ナル地ヲ選定施設スヘシ

二 小隊長ハ露宿地ノ規定ヲ設ケ徹底セシムヘシ持テ左記事項ニ関シ指示スヘシ

五 記

- 1 行動、範圍
- 2 外出、場合、處置
- 3 空襲非常、場合、處置
- 4 室内裝置
- 5 各小隊毎、勤務制
- 6 飲食ニ関スル事項
- 7 衛生ニ関スル事項
- 8 兵器被服手入ニ関スル事項
- 9 燈火管制
- 10 讀書
- 11 裝飾品ニ関スル事項
- 12 命令、方法
- 13 便所使用區分及配車廠ノ配備
- 14 諸物品其、他責任者

- 16 火元収捕責任者及火災豫防ニ関スル事項
- 17 警備集合場ニ關シ、ニテモ連絡
- 18 戦闘部隊、備、個人裝備、配置
- 19 其、他

第四章 勤務

區	分	差止ノ員	人員	檢
日直上官	小隊長		1	
日直下上官	指揮班		指揮班下上官 但シ各小隊毎ニ於テモ之ヲ設クハシ	
指揮班番	指揮班		指揮班番	
本部傳令	指揮班	二	大隊本部各一 聯隊本部各一	
各小隊傳令	各小隊		指揮班ニ位置スヘシ	
衛兵			其、都度指不ス	
巡察小下上官			同口	
電話當番	指揮班			

日直上等兵	指揮班	日直下士官ニ準ス
下等兵	各小隊分隊	各小隊長ヲ特別守則ヲ規定スヘシ

- 1 勤務者ハ該業務ニ関シ適當ノ訓練ニ報告スヘシ
- 2 勤務位置ニハ特別守則ヲ規定スヘシ
- 3 交代ハ特ニ定メタルモノニ守テ行ハス
- 4 服装ハ特ニ規定セラレタモノモ、外帯劍鞘袖絆靴靴鉄帽ヲ裝着ス
- 5 勤務者トモモ状況之ヲ許ス限リ作業教育訓練ニ参加セシムルモトス

凡日課時限

日課	十一月	十二月	勤務	日課	十一月	十二月	勤務
起床	〇六、三〇	〇七、〇〇		会報	一五、〇〇	一五、〇〇	
日朝食	〇七、三〇	〇八、〇〇		夕食	一七、三〇	一七、三〇	
診断	〇九、〇〇	〇九、三〇		日晝	一九、三〇	一九、三〇	
昼食	一一、〇〇	一一、〇〇		消燈	二〇、三〇	二〇、三〇	

各小隊ニ於テ日課時限

- 1 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 2 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 3 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 4 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 5 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 6 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 7 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 8 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 9 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 10 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 11 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 12 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 13 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ
- 14 各小隊長ハ日直下士官ニ準テ、指揮班ノ位置ニ於テ日直下士官ニ報告スヘシ



十五 延着各隊ハ節度ヲ尚ヒ放任ニ流サレ即チ誤ニ戒ムルヘシ

節二節 休日外出

十六 公用外出ハ小隊長以上ノ命令ニ依ルヘシ許可セル者ハ服装用務等ニ関シ明確ナル指示ヲ受ケ
マヘシ

歸隊ニハ直ニ報告セシムヘシ

節三章 駐紮保持

十七 兵器糧秣彈藥ハ格納ノ位置等ヲ要標示シ公用スベカラズ

2 陣地ノ價值構成等モ言ヌヘカラス

3 隊号ヲ持メレコ禁ス

節四 隊川上隊等ト稱呼スルハ「世々人ヲ迷射砲ト稱ヘマレハ適當ナラス」

4 紙屑、廢棄物ヲ適宜ニスルハ「箱ヲ段ヲ燒却ハ日直下十百、責任トス」

5 白紙ノ通信紙ニ記入セマレモ等一ナルカ故ニ夜置スル状態ハ防護入隊ノ第一歩ナルヲ肝胸
スヘシ

6 本島ニハ支那隊ノ有様報ニ従事シマレハ「ママンキ音」ハ隨時交換スヘシ

節七章 保身及衛生

六 幹部ハ「兵ヲ養フ」能事ニ當リ創傷之夫ムルヲ要ス

1 膏物脂肪注合品ノ活用

2 通牙防止

幹部ハ活眼ヲ以テ身体健康ヲ維持シ、諸病ノ發見ニ勉ムルト夫ニ徹底具體的ナル治療ヲ要ス

節八章 砲(重)廠

五 自動車ノ使用ヲ専スヘキ隊(保)ハ前日中指揮班ニ申出テ中隊長ノ許可ヲ受ケヘシ

六 燃料ノ「良好貯」アルヘシ

節九章 業務区分

三 業務分担ハ利命ス

節十章 火災及災害豫防非特許係則則材料備

三 火災取締責任者ハ外隊長又ハ指揮班トス「煙草糧秣等付ノ置場モ又同シ」

三 危險アル物品ヲ格納セル場所ニハ火氣嚴禁ヲ大音シ厳禁スヘシ

三 火氣使用場所時間責任者ハ小隊長之ニ指定スヘシ又外同ハ引火ノ慮ナキ如ク注意ラメタリ

スト夫ニ日直下十音ハ区ニ後始末ヲ自檢スハシ

夜間、禁火、嚴禁ス

三五 阪殺ハテ準備取返シ身ニ就テ廻ルスハシ

三六 非常時出ハ明燈ニ照分スヘシ尚敵手前ニ處テル場合ハ身ヲ以テ之ヲ處分ヲナス、懸掛トシ

備ハカクシテシテ等ヲ言ス

三七 各小隊等ニ消滅隊ヲ編成スハシ

状況ニ依リ中隊長は別ス

三八 防火砂(水)ヲ各宿舎(六一死)準備スハシ

三九 火鉢ノ使用ハ禁ス

四〇 正火出火ノ場合ハ兵器彈藥糧秣村ヲ燒失セサレ準ニ関シ身ヲ以テ之ヲ押護スル如ク燃焼

スハシ之ヲ燃焼ノ位置出火ノ場合ハ撤出場所ヲ公算ニ関シ教育シタルヘシ

四一 烽火警制ハ嚴ニ実施スヘシ之ヲ圖度スハ「アリキ」ニテ宿ノ如キ物ヲ作制スルヲ得ス

時ニ不潔番ニ且体的ニ教育スルヲ得ス

四二 宿營ニ際シテハ直ニ砲△ニ得ル「コ」ボレヲ露置地廻リ一人一個死準備スヘシ

四三 空襲時ハ各人ノ「」ニ個人裝備ヲ定備セシムルモ當時ハ状況ニ依リ小隊長ニ於テ連ガニニ

ニテ室ヲ取テサレハシ

三四 陣地ハ更ニ備裝ヲ充分「」シムルト共ニ植シタルモノハ直ニ更新スルヲ得ス一應「」ヲ移植

町

三五 時按各種教育ニ関シテ注意シ行動發揮ニ連シテ「」ヲ得ス之ヲ屬各種状況ニ就テ實際的ニ

教育スルヲ得ス

附十一章 知便物、郵便取扱

三六 各人家庭ニ対スル通信ハ週ニ少ノモ一回以上差出サンムルヲ得ス

三七 防諜ニ関シテ最近ノ軍ノ行動ニ関シ内容ハ嚴ニ戒ムルヲ得ス

三八 兵ノ通信ハ小隊長之ヲ集結シ中隊長ノ受クヘシ之ヲ差出ハ毎日会報時トス

附十三章 兵 世

三九 兵器被服及諸軍用品ノ修理ハ理ニ指授ニ連シテ團務處置スハシ作業具修理ニ関シテハテ務止

各小隊ニ連絡シ取遣メ修理スルヲ得

甲 彈藥ハ防護、爲日干スヘシ

同シ圖日干ナキ様箱置スヘシ

乙 諸糧秣ハ中隊長ノ許可ヲ得テ使用ヲ禁ス

四三

各川隊各節ノ積累ナリ担運重荷ノ阻礙ノ全般時時内外ノ各處ニ運搬ヲキラ期スルヲ言ス

以上

西作命第四二號

相江島地區敵命令

一〇三二七〇〇

伊江島

一 在支米空軍八比島方面機高部隊下呼應云云廿日台灣及本土ノ爆撃ヲ企圖シ各部隊ニ於テ準備ヲルモノノ如ク地区隊ハ對空警備ヲ怠ラズシ

二 對空射撃部隊ハ當ニ注意シ如ク又各隊ハ適ニ對避シ得ル如ク準備ヲ了スルベシ

三 井上少尉八明二十日以降工兵小隊ノ約半数ヲ以テ留守ノ間第九中隊左小隊ノ陣地構築ニ協力スルベシ協力スルノ事項ニ關シテ八地區隊長ノ指示ヲ受クベシ

四 各隊ハ彈藥ノ掩蔽処置ニ關シ地區隊長ニ明ニ二十日九時迄ニ報告スベシ

五 明二十日伊江城山前面ノ防線戰鬥ニ關シ地區隊長餘部ノ

下ニ幹部教育ヲ實施スルベシ左記ノ者ハ九時迄ニ伊江城山南麓ニ又路ニ集合スルベシ

左記

- 一 第七中隊長
- 第九中隊長
- 獨立機關銃中隊長
- 獨立運射砲中隊長
- 第七九獨立機獨立各中隊長
- 關係分隊長以上全員
- 地區隊長
- 西村大尉
- 下達法 命令受領者ヲ集メ口達筆記セシム

伊江島

西作命第四部隊

伊江島地區隊命令

一〇二二七〇
伊江島

- 一 在支米空軍八比島方面機高部隊下呼應ニテ十日台灣及本土ノ爆撃ヲ企圖シ各基地ニ於テ準備スルモノ、如シ地區隊ハ對空警備ヲ最モシム
- 二 對空射擊部隊ハ直ニ應ジ得ル如ク又各隊ハ直ニ對空射擊ヲ得ル如ク準備スルモノ
- 三 井上少尉ハ明ニ十日以降工兵小隊ノ約半數ヲ以テ當分ノ間第一九中隊左小隊ノ陣地構築ニ協力スルモノ、協力スベキ事項ニ關シテ八地區隊長ノ指示ヲ受クヘシ
- 四 各隊ハ彈藥ノ掩蔽処置ニ關シ地區隊長ニ明ニ十日九時迄ニ報告スベシ

五 明ニ十日伊江城山前面ノ防線戰鬥ニ關シ地區隊長總裁ノ

下ニ幹部教育ヲ實施ス依テ左記ノ者ハ九時迄ニ伊江城山南麓ニ又路ニ集合スベシ

左記

- 一 第七中隊長
- 第九中隊長
- 獨立機關銃中隊長
- 獨立運射砲中隊長
- 第七九獨立機獨立各中隊長、關係分隊長以上全員
- 地區隊長
- 西村大尉
- 下達法 命令受領者ヲ集メテ口達筆記セシム

附書第七號

諸作命 第二三號

十月二十一日
伊江島

獨立速射砲第七大隊第一中隊命令

一 中隊ハ西作命第四二號第一項ニ基キ對空對海上ニ警戒ヲ嚴テシメントス

二 各小隊ハ陣地ノ偽裝ヲ完全ナラセリト共ニ對邊ニ得ルルノ準備スヘシ

三 各小隊長ハ明二十五日ヨリ。迄陣地配備要圖彈藥ノ掩蔽処置ニ關シ中隊長ニ報告スヘシ

四 明二十五日伊江城山前面ノ防線示敵ヲニ關シ地尾隊長統裁ノ下ニ幹部教育ヲ實施セリル依テ左記ノ者專習員トシテ八時五十分迄ニ伊江城山南麓ニ又路ニ集合スヘシ

左記

一 各小隊長

二 第二小隊分隊長

三 第三小隊分隊長

中隊長

諸江大隊

下邊法 各小隊長ヲ集メ口達ス

下達法

西隊命令

第15隊

十月二十日
伊江島

伊江島地區隊命令

一 燈台附近ニ於ケルハソノ是ニ對シテ、研究演習ヲ十月初旬ニ
實施スル事定ニシテ左記ノ如ク之ガ準備並ニ之ガ進行
委員ヲ命ズ

左記

委員長

諸江大尉

委員

關中中尉

山本中尉

藤生中尉

田中中尉

井上中尉

一 前線委員ハ研究ノ議題百餘點ヲ豫メ一宗ヲ定メ、
入口道ニ調査ニ出シ隊長ニ報告スベシ

二 夜生中尉ハ調査ニ參加スル事ハ十月二十九日ヨリ三十日迄ニ於テ
日間ニ部下小隊ヲ以テ之ガ實施ノ準備ヲ完了スベシ

三 尚前線委員ハ部下兵員ヲ以テ材料ヲ調査準備スル事
ニテ積極的ニ援助スベシ

地區隊長

西村大尉

下達法

各隊命令受領者ヲ集メテ口達筆記セシム

伊江島

西作命

第四五番

伊江島地区隊命令

十月二十日
伊江島

一燈台附近ニ於ケルカサノリノ遺跡ヲ研究演習ヲ十月朔日ニ
實施スル事先ニシテ左記ノ如ク之ガ準備並ニ之ガ
注意事項ヲ命ズ

左記

委員長	高江大尉
委員	關井中尉
	山本中尉
	萩原中尉
	田中中尉
	井上少尉

一前項委員ハ研究ノ議題自研究議題一察ヲ奉命シテ
入口道ニ調査シ地層ヲ二層出スルニ

三萩原中尉ハ議題ニ基テ本月二十九日ヨリ三十一日迄ニ
日間ニ部下小隊ヲ以テ之ガ實施ノ準備ヲ完了スルニ

尚前項委員ハ部下兵員ヲ以テ材料ヲ調査準備ニ付
ニテ積極的ニ援助スルニ

地区隊長 西村大尉

下達法

各隊命令後領着ヲ集メテ口達筆記セシム

第三九號

西作命

第四四號

伊江島地区隊命令

一〇二五二〇四〇
伊江島

一 西島地区八本目九野三千今世無事警備隊發令中支那方面

ヨリ、敵機伊江島ヲ空襲スルハ注意スル

二 地区隊ハ防空警備ヲ嚴ニシテ敵機襲來作業ヲ續行セシ

トス

三 各隊ハ宿舎内ニアル兵器等ヲ檢査シテ物資ヲ分散疎開

ヲ實施シ所要ノ警備兵ヲ遣スヘシ

四 本部及各隊ハ防空監視ヲ嚴ニシ作業中敵機ノ空襲アル

モ迅速ニ疎開シ得ル如ク豫行ヲ實施スヘシ尚豫メ指示シ

アルヲ空射要部隊ヲ直ニ既置ニツカシムヘシ

五 余ハ伊江城山南麓ニ在リ

地区隊長

西村大尉

下達時各隊命令受領者ヲ集メテ口達筆記セシム

伊江島

西作命

第四回

伊江島地区隊命令

一〇二五二〇四
伊江島

一 西郷地区に本日九時三十分空襲警報が発令され支那方面より敵機伊江島に空襲せしむる事あり
二 地区隊は防空警戒を厳重にし陣地構築作業を續行せし
ト又

三 各隊は宿舎内ニアル兵器資材被服其の他物資ヲ分散疎開
ヲ実施シ所要ノ警戒兵ヲ出スヘシ
四 本部及各隊ハ防空監視ヲ嚴ニシ作業中敵機ノ空襲アル
モ迅速ニ疎開ニ得ル如ク豫行ヲ実施スヘシ尚豫メ指末ニ
アル防空射撃部隊ヲ直ニ配置ニシカシムヘシ
五 余ハ伊江城山南麓ニ在リ

下連隊各隊命令
地区隊長 西村大尉

附卷第三十號

諸作命 第二四號

一〇、三五、一三〇、
伊江島

獨立運射砲隊七大隊長以下隊令

- 一 中隊八面作命第六四號に於ては、
二 各小隊八面空警言ふべき事、
三 各小隊八面空警言ふべき事、
四 左記事項に注意スルニ
一 兵ニ至ル迄テ空警言ふべき事トヲ知セヨ
二 偽装ヲ完全ニシテ
三 八邊イサニ出テ行クナ

下達法

中隊長 諸江大尉

指揮組長ヲ以テ傳達セヨ

請作命 第一四號

一〇二五—三〇〇
伊江島

獨主運射砲隊七人隊第一中隊命令

- 一 中隊の面作命令第六の如くニテテ警戒ヲ嚴ニスベシ
- 二 各小隊ハ防空警戒ヲ嚴ニシテ砲台構築作業ヲ續行スベシ
- 三 各小隊ハ宿舍内ニテハ警戒ヲ嚴ニシテ被服其他物資ヲ分散陳列ヲ實施シ所屬ノ警戒隊兵ヲ出スヘシ
- 四 左記事項ニ注意スヘシ
- イ 一兵ニ至ル迄テ空襲警戒隊ヲトテ知セヨ
- ロ 偽裝ヲ完全ニヤレ
- ハ 連イテ出テ行クナ

下達法

中隊長 諸江大尉

岩塚班長ヲ以テ傳達セヨ